

公告 13 号

令和8年2月19日

被 保 険 者 各 位

三菱重工健康保険組合

理事長 谷浦 稔

任意継続被保険者の標準報酬月額に係る件

健康保険法第47条2項に規定する令和7年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、令和7年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額を、標準報酬月額の上限とすることとなっており、下記のとおりであるので公告します。了

記

1. 標準報酬月額	530,000円
2. 標準報酬日額	17,670円
3. 適用年月日	令和8年4月1日～令和9年3月31日

以 上